

第1回鴨川景観対策懇話会

エアコンの室外機対策について

平成25年11月5日

京都府建設交通部河川課



京都府広報監 まゆまる

鴨川における景観対策

【参考】納涼床基準に係るガイドラインより（抜粋）

鴨川納涼床の景観に係る留意事項

鴨川納涼床は、京都の夏の風情を醸し出す歴史的・文化的な構造物であり、床を設置しているお店の建物と一体となって鴨川の景観を形成しています。

鴨川条例では、良好な景観の形成のために、第15条で「知事は、鴨川等の区域のうち知事が別に定める区域に隣接する土地において工作物を設置する者に対し、鴨川等から望む良好な景観の形成に配慮して当該工作物を設置するよう要請することができる。」と規定しています。

そのため、鴨川納涼床を設置する者にあっても、床設置期間、納涼床を楽しみ、また、納涼床の醸し出す景観を楽しむ人々に対して、設置者として河川景観へ配慮することは当然として、床を設置していない期間においても、鴨川の区域に面する建物側では、河川景観への日常的な配慮とともに、母屋等のデザイン、エアコンの室外機、物干台、看板等に関して良好な景観を阻害しないよう配慮することが求められています。

鴨川における景観対策

【参考】納涼床基準について（ガイドラインより抜粋）

- 床は、母屋に接続して設けるものとする。ただし二階構造は認めない。
- 床は、原則として木材を使用し、簡素で伝統的な意匠のものとする。
- 木材は、原則として素地仕上げ又は透明な木材保護塗装仕上げとし、周辺との調和に配慮するものとする。
- 床の部材として木材以外を使用する場合は、原則として周辺に配慮した木質素材色により塗装を施すものとする。
- 床の柱を鉄材とする場合は、原則として柱形状の角材（コラム）を用いるものとする。



納涼床基準に対応した納涼床の事例

鴨川における景観対策

○エアコンの室外機の現状

- 鴨川に面し設置されているエアコンの室外機は景観阻害要因となっている。
- 伝統的な意匠を貴重とした納涼床基準と色彩などの景観との不調和
- 洪水の影響による支障（低い護岸上部設置による流水阻害）

○当面の対応

鴨川全体の景観の前に、エアコンの室外機対策を優先して検討実施する。

鴨川における景観対策

エアコンの室外機目隠し対策について

鴨川の良い景観を維持していくためにも、みそそぎ川沿いや鴨川対岸から納涼床や一般建物の姿を見る視点を考慮し、エアコンの室外機等の設備機器類に覆いを設け修景する等の配慮が必要です。

川沿いに接する一般建物、納涼床の連なる五条大橋～二条大橋間のエアコンの室外機の日隠しに当たっては、京都市景観条例等との適合を図る必要があります。また、日隠しの色やデザイン等を統一する必要あるため、設置する日隠しの色々な仕様を定めることが必要となります。

検討内容（案）

- 対策範囲：五条大橋～二条大橋間（約2km）
- 対策方法：室外機の移設や日隠し、植栽（高木）による日隠し等
- 対策課題：①材質（木製、金属製、その他）、色、形状等
※木製については、環境を配慮した京都府産間伐材の使用を検討
- ②室外機の移設位置
- ③トータルコスト
- ④景観上の課題



エアコン室外機の現状

エアコンの室外機対策位置図

